

家庭ゴミの分け方・出し方

6種分別 ゴミは収集日の前日(夕方)に出してください。

大型ゴミ以外は、必ず指定袋で出してください。

『分別』と『リサイクル』
ゴミの減量化にご協力をお願いします。

◎ゴミに関するお問い合わせは
美浜町役場住民課 ☎ 23-4904
御坊広域清掃センター ☎ 29-3030
平成26年4月より実施

可燃物		不燃物		粗大ゴミ		リサイクルへ
燃えるゴミ	(小型)プラスチックゴミ	資源ゴミ	燃えないゴミ	燃える大型ゴミ	燃えない大型ゴミ	
<p>月・木曜日 浜ノ瀬・吉原・田井畑・上田井・入山</p> <p>火・金曜日 三尾・和田・本ノ脇・新浜</p> <p>(可燃)指定袋に入れる</p> <p>指定袋</p> <ul style="list-style-type: none"> ●台所から出る生ゴミ類 ●トrey類 (くだいで出してください) ●ソース ●衣類 ●雑誌・新聞・ダンボール類 (新聞・本等は束ねないでください) ●その他 <p>ボロ布・古着等</p> <p>靴・スリッパ・長靴 (安全靴は除く)</p> <p>紙パック</p> <p>本</p> <p>新聞</p> <p>ダンボール (30cm程度に切ってください)</p> <p>使い捨てカイロ</p> <p>ぬいぐるみ</p> <p>生花</p> <p>木材 直径5cm、50cm以内</p> <p>紙おむつ (汚物は取除いてください)</p> <p>はざれ、ひも等の長物は細かく切ってください</p> <p>ボロ布・古着・ダンボール・新聞・雑誌等は廃品回収にご協力ください。</p>	<p>毎月 第2水曜日</p> <p>(不燃)指定袋に入れる</p> <p>指定袋</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ボトル(容器類) ●ふた類 ●文具・玩具類 ●日用品類 ●その他 <p>シャンプー・リンス</p> <p>洗剤</p> <p>チューブのふた・洗剤のふた</p> <p>ペットボトルのふた</p> <p>インスタントコーヒーのふた</p> <p>ボールペン・定規・筆箱・下敷き</p> <p>浮き輪・レジャーシート</p> <p>菓子箱</p> <p>豆腐ケース</p> <p>プラスチック製食器</p> <p>歯ブラシ・ビニールホース (50cm程度のもの)</p> <p>DVD・CD</p> <p>植木鉢</p> <p>発砲スチロール</p> <p>洗面器</p> <p>ペットボトルは、拠点回収箱に出してください。</p>	<p>毎月 第4水曜日</p> <p>(不燃)指定袋に入れる</p> <p>指定袋</p> <ul style="list-style-type: none"> ●空カンや菓子類のカン類 ●ビン類 ●ナベ・やかん等の金属類 <p>スプレー類は穴を開けてガスを抜いてください。発火の原因となり危険です。</p> <p>一升びん・ビールびんは、酒屋さんに返してください</p> <p>アルミ缶・スチール缶は、回収箱(ワークステーション日高)に出してください。</p> <p>一斗缶未満のカン類は資源ゴミへ! 但し、100%サビたものは「燃えないゴミ」としてください。</p> <p>ペットボトル 拠点回収・PET1のみ</p> <p>回収箱 役場・三尾公民館・東中集会所 郷土資料館・入山公民館・浜ノ瀬住民会館</p> <p>ゴミの減量と資源化のため専用の回収箱をご利用ください。</p> <p>キャップとラベルを取り外す</p> <p>ボトルの中を水洗いする</p> <p>回収箱</p>	<p>奇数月 1,3,5,7,9,11月</p> <p>第3水曜日</p> <p>(不燃)指定袋に入れる</p> <p>指定袋</p> <p>金属・ガラスが混ざった複雑ゴミ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ガラス・セトモノ類 ●その他 <p>食器・花ビン類</p> <p>植木鉢</p> <p>板ガラス</p> <p>カミソリ</p> <p>包丁</p> <p>蛍光灯 (紙などにつんで出してください)</p> <p>ノコギリ・かま等 (安全な形に出してください)</p> <p>洗濯バサミ</p> <p>ライター (ガスを抜いてください)</p> <p>カセットテープ・ビデオテープ</p> <p>おもちゃ (金属を含む)</p> <p>鏡類・時計・針金ハンガー・カメラ・缶切り</p> <p>キーホルダー・電気カミソリ・シェーバー・電卓</p> <p>但し、一斗缶未満のものに限ります。</p>	<p>偶数月 2,4,6,8,10,12月</p> <p>第1水曜日</p> <p>集積場所へ搬入</p> <ul style="list-style-type: none"> ●木製家具類 ●ジュウタン・ふとん類 (1m以内に束ねてください) ●乾燥した廃材類 <p>タンス・イス</p> <p>下駄箱・サイドボード</p> <p>ふすま・障子</p> <p>じゅうたん</p> <p>キッチンマット・座布団</p> <p>マットレス (スプリング付きマットレスは除く)</p> <p>タタミ (半分に切ってください)</p> <p>植物の枝、木切れ</p> <p>木材</p> <p>丸木 (直径15cm、1m以内にしてください)</p> <p>(注意) 引っ越し等で大量に出る場合は、清掃センターへ直接お持ち込みをお願いします。</p>	<p>偶数月 2,4,6,8,10,12月</p> <p>第3水曜日</p> <p>集積場所へ搬入</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スチール製品類 ●コンテナ類 ●電化製品類 ●その他 <p>デスク・イス</p> <p>ロッカー</p> <p>大型プラスチック容器類</p> <p>電化製品は、できるだけ販売店で引き取ってもらってください。</p> <p>ガステーブル (乾電池は抜いてください)</p> <p>物干しざお・鉄パイプ (半分に折りたたみ束ねてください)</p> <p>トタン (1m以内に切って束ねてください)</p> <p>自転車</p> <p>石油ストーブ (灯油等は抜いてください)</p>	<p>リサイクルへ</p> <p>液晶・プラズマテレビ</p> <p>冷蔵庫・冷凍庫</p> <p>テレビ (ブラウン管式)</p> <p>洗濯機・衣類乾燥機</p> <p>エアコン</p> <p>家電リサイクル対象機器</p> <p>家電リサイクル法により再商品化(リサイクル)料金と、収集運搬料金が必要となります。その上で、販売店等に引き取ってもらってください。</p> <p>循環社会 捨てずに生かす新時代</p> <p>パソコン</p> <p>メーカーによる家庭系パソコンの回収・リサイクル制度をご利用ください。</p> <p>ディスプレイ</p> <p>デスクトップ型</p> <p>ノートパソコン</p> <p>PC リサイクル</p> <p>平成15年10月1日以降に購入したPCリサイクルマークの貼付している場合は、メーカーに回収申し込みをしてください。</p> <p>(購入価格にリサイクル費用が含まれているため無料)</p> <p>平成15年9月末までに購入したものは有料でメーカーに回収していただくか、大型ゴミとして出してください。</p>

●大型ゴミは、一斗缶(含む)より大きく、収集車に積載できるものに限ります。(目安は、高さ150cm・巾70cm・奥行70cm以下のもの) ●上記の指定日は、祝祭日(年末年始の期間を除く)でも実施します。

<p>注意!!</p> <p>町が収集しないゴミ</p>	<p>清掃センターへ、自分で直接持ち込めるゴミ (持込許可証が必要です)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生木 (直径30cm2m以内) ●大型ダンボール ●原付 (50cc以下) (ガソリン・オイル等は抜いてください) ●農機具 	<p>●ボイラー</p> <p>●大型ミシン</p> <p>●ポンプ</p> <p>●ワイヤー</p> <p>●金網</p> <p>●自動販売機</p> <p>●焼却炉</p> <p>●消毒用噴霧器</p> <p>●電源コード</p> <p>●スプリング付マットレス</p> <p>●コピー機</p> <p>●ドラム缶 (中身を抜く)</p>	<p>清掃センターへ直接持ち込む場合は、住民課の「持込許可証」が必要です。現物を確認し発行します。</p> <p>清掃センターの受付時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～金曜日 8:30～16:30 ・奇数月の第3水曜日、偶数月の第4日曜日 8:30～11:30 <p>※年末年始は、受付日時が異なりますので事前にご確認ください。</p> <p>一般 3,000円/ト その他 10,000円/ト 上記金額は消費税抜きです。</p>	<p>廃乾電池</p> <p>使用済乾電池は役場又は電気店に設置している回収箱に入れてください。</p>
	<p>清掃センターへ、持ち込めないゴミ (清掃センターで処理できない物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農薬 殺虫剤 漂白剤等の液体 ●ピクリンの缶 (買われた販売店又は、取り替え時に引き取ってもらってください) ●バッテリー (指定の店へ) ●瓦 ●コンクリートガラ 石こうボード ●焼却灰・土砂 <p>●有害危険ゴミ</p> <p>●ダイオキシン発生に関わる事業系ゴミ</p> <p>●産業廃棄物 (建設廃材・パチンコ台等)</p> <p>●感染性医療廃棄物 (メス・注射針等)</p> <p>●産業廃棄物 (事業活動に伴って生じたゴミ、建設廃材等)の処理は、法令により事業者自身が行うように義務付けられているので、産業廃棄物処理業者に委託(有料)するなどして、自ら処理してください。</p>			

※ごみの分別については、「50音別ごみ分別リスト」を参考にしてください。

※環境保護のため、この分別表は再生紙を使用しています。